

バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の特例制度について

平成21年2月

(令和2年10月改訂)

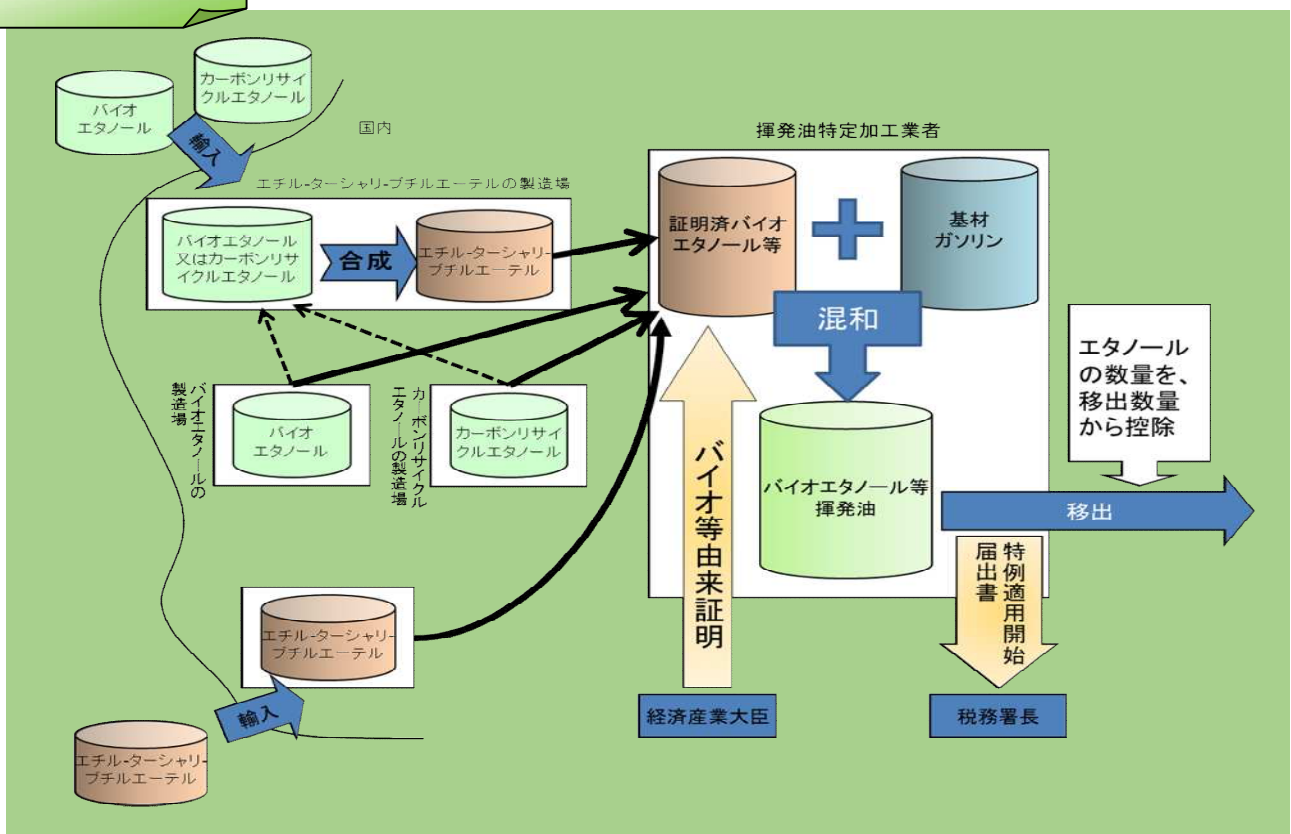
国 税 庁

平成21年2月25日から、揮発油とバイオエタノール等とを混和して製造されたバイオエタノール等揮発油について、その中に含まれるエタノールの数量を揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から控除する「バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の特例制度」が施行されます。

I 関係法令

- 租税特別措置法（以下「租特法」といいます。）
第88条の7
- 租税特別措置法施行令
第46条の11～第46条の16
- 租税特別措置法施行規則
第37条の5～第37条の7
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」といいます。）
第12条の2、第12条の5、第13条、第17条の3
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「品確規則」といいます。）
第10条

II 概要図



Ⅲ 制度の概要

本特例制度は、品確法に規定する揮発油特定加工業者が製造したバイオエタノール等揮発油（注）をその製造場から移出する場合に、バイオエタノール等揮発油の数量から、その製造に使用されたエタノールの数量を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなすものです。

（注） バイオエタノール等揮発油とは、①揮発油とバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールとを混和、又は②揮発油とバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールを原料として製造されたエチルターシャリブチルエーテルとを混和して製造された一定の揮発油をいいます。

本特例の適用を受けるに当たっては、以下のことが必要とされています。

(1) 特例適用対象者

イ 品確法に規定する揮発油特定加工業者であること（租特法88の7①）。

（注） 揮発油特定加工業とは、揮発油にエタノール又はエチルターシャリブチルエーテルを混和すること（特定加工）により揮発油を生産する事業をいいます（品確法2⑦）。

ロ バイオエタノール等揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長に対して「バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用開始届出書（CC2-3343）」が提出されていること（租特法88の7③）。

ハ バイオエタノール等揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長に対して「揮発油税営業等開始申告書（CC2-3003）」が提出されていること（揮発油税法23）。

(2) 揮発油に混和するバイオエタノール等が経済産業大臣の証明を受けたものであること

揮発油に混和するバイオエタノール等が、動植物に由来する有機物から製造された「バイオエタノール」又は廃棄物の処分その他の行為により発生したガスに含まれる炭素の酸化物や大気中の炭素の酸化物を用いて製造された「カーボンリサイクルエタノール」、バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールを原料として製造された「エチルターシャリブチルエーテル」であることにつき、経済産業大臣の証明を受けている「証明済バイオエタノール等」であること（租特法88の7①）。

(3) バイオエタノール等揮発油が品確法の規格に適合していること

揮発油の規格については、品確法において、エタノールについては「3%以下」であること、エチルターシャリブチルエーテル等の含酸素化合物については「1.3質量%以下の酸素分」であることが定められており、バイオエタノール等揮発油がこの規格に適合するものであること（品確法13、品確規則10①）。

(4) 期限内申告であること

期限内申告書に、バイオエタノール等揮発油の移出に関する明細書を添付していること（租特法88の7②）。

Ⅳ 各種照会窓口等

特例制度についてお分かりにならないことがありましたら、次の各問合先にご照会ください。

・揮発油税法等に関する法令の解釈又は税務上の手続など

○ 東京国税局（消費税課諸税第3係） TEL(代表)03-3542-2111（内線3081）

○ 大阪国税局（消費税課諸税第3係） TEL(代表)06-6941-5331（内線2932）

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp/>

・バイオエタノール等のバイオ由来証明に関する問い合わせ《資源エネルギー庁》

○ 資源・燃料部 政策課 燃料政策企画室 TEL(代表)03-3501-1511（内線4631）

【資源エネルギー庁ホームページ】 <https://www.enecho.meti.go.jp/topics/090218/index.html>